

ドイツ見本市における 知的財産権利行使マニュアル

[特許庁委託]

[著者]

Bird & Bird

オリヴァー・ヤン・ユングスト(Oliver Jan Jüngst)

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年8月発行

ドイツ見本市における知的財産権利行使マニュアル

目次

1. ドイツにおける見本市	3
2. 見本市での知財権保護措置	3
(1) 侵害行為の発見方法	3
(2) 侵害行為に対する法的措置	4
a. 警告書	4
b. 署名済み排除命令	4
c. 排除前の仮差止め命令	4
d. 商品の押収	4
e. 判決の送達及び執行措置	5
f. 他の手段では調査不可能な商品の調査請求	5
別添 事例—ドイツにおける見本市開催中の知的財産権保護措置	6
仮想事例 1 警告書	6
a. 対応の流れ	6
b. 時間枠及び措置	7
c. 費用の問題	7
d. 検討事項	8
仮想事例 2 仮差止め	9
a. 対応の流れ	9
b. 時間枠及び措置	9
c. 費用の問題	10
d. 検討事項	10
仮想事例 3 本案訴訟	12
a. 対応の流れ	12
b. 時間枠及び措置	12
c. 費用の問題	13
d. 検討事項	13

1. ドイツにおける見本市

見本市（メッセ）は、知的財産権（以下「知財権」）侵害者が商品を提供する場所でもある。侵害者は侵害品を最初に見本市で提供する機会が多い。さらに、見本市は小売業者及び販売業者を獲得するのが主な目的であるから、出展者は今後提供できる可能性さえあれば、どんな商品も、その商品の品質も含めて、売り込みを図る見込みが高い。知財権者にとっては、侵害品に関する証拠を集める良い機会でもある。

つまり、こうした見本市での侵害者の告発は、侵害品の市場参入を阻止する上で効果的かつ必要な方法である。

世界的な見本市にとってドイツは重要な開催場所であり、したがって見本市における知財権保護の必要性は非常に高い。ドイツでは毎年 150 ほどの見本市が開催されている。そのうち知財権の観点で最重要のイベントには、以下のものがある。

- CeBIT: デジタル業界で最も大きく国際的な見本市
- IFA: 消費者向け電子機器及び白物家電の分野で世界的に最重要の見本市
- Photokina: 写真及び画像処理の分野で世界的に重要な見本市
- IAA: 世界最大の自動車見本市
- 国際玩具フェア: 世界最大の玩具見本市
- Medica: 世界最大の医療科学および技術見本市
- Drupa: 世界最大の印刷業界及び印刷媒体見本市

ドイツ市場に参入する製品及び技術は大部分が見本市を通じて入ってくる。見本市は出展者が市場での存在感を示す上で重要であり、開催期間が短いため購入注文がその場で確定されることも多く、侵害品の販売は、知財権者に大きな損害をもたらす。

ドイツにおける見本市での介入には、告発された出展者の潜在顧客に対する抑止効果がある。見本市の場での法的措置や決定は、来訪中の潜在顧客の目にも留まり易いため、知財権侵害商品の提供を追及された侵害者は、顧客への発覚を恐れて知財権者による法的措置を即時に是認する可能性がある。

2. 見本市での知財権保護措置

ドイツには、見本市で知財権を保護し極めて効果的な措置を執行する複数の方法がある。こうした措置に関しては、見本市での知財権保護に長年の経験を有する専門法律事務所に相談することが望ましい。見本市での知財権保護には、以下のような手段が有効であることが実証されている。

(1) 侵害行為の発見方法

- 見本市開催前に、出展者のウェブサイトで企業内容と商品内容をチェックする。この方法で通常は侵害事例を発見できるので、知財権者は侵害出展者を確認し法的措置の準備をすることが可能になる。
- 見本市では、知財権侵害商品を提供する可能性のある各出展者のコーナーを個別に確認していく。商品に興味を持った潜在小売業者または卸売業者を装い出典コーナーを覗いてみればよい。出展者の商品に関する情報、すなわち名刺、広告カタログ、CDなどを要求し、侵害調査資料とする。
- こうした初期調査の後、侵害行為を確認した知財権者はドイツの法律関係者とその後の措置を協議する。

(2)侵害行為に対する法的措置

出展者が知財権を侵害した場合、ドイツの法律は、知財権者による以下の請求を認めている。

- 排除
- 情報開示
- 違犯品の破棄及び/又は損害賠償

見本市の場で請求の認定及び/又は執行を実現する方法はいくつかある。

a.警告書

- 知財権所有者が侵害に対する法的措置を求める場合、通常はまず警告書が侵害者に渡される。こうした警告書には通常、違約金条項が含まれており、侵害者には裁判手続きを回避するために拘束力のある排除命令に署名する機会が与えられる。

b.署名済み排除命令

- 侵害者は排除命令に署名することで、知財権侵害の事実を認め、自社コーナー及び自社広告からすべての侵害品を排除しなければならない。署名後も侵害者が侵害品を自社コーナーで提供し続けた場合、知財権者には違約金を請求する権利がある。

c.排除前の仮差止め命令

- 侵害出展者が署名した排除命令に違反するか署名を拒否した場合、知財権所有者は、知財権者の排除請求を執行するため、直ちに裁判所に仮差止めを申請できる。専門法律事務所に問い合わせることが望ましい。

d.商品の押収

- 知財権の所有者は侵害者の出典コーナーから侵害品目とカタログの押収を申請できる。
- 侵害が明確な場合、侵害者が金銭債権を保証する預託をしていなければ、知財権者は執行官に対して侵害者の出典コーナーから（展示サンプルや事務備品を含む）全品目の押収を請求することができる。

e.判決の送達及び執行措置

- 見本市は、国外侵害者に対し、非常に効率的な方法で訴訟を起こし判決を送達する機会である。訴訟及び判決の送達は知財権の保護に不可欠である。見本市の場の送達には三つの利点がある。
 - 被告が外国企業の場合、海外送達には数か月かかることがあるが、見本市での送達は遥かに迅速かつ確実である。
 - 趣意書の翻訳が不要で、送達コストが低い。
 - 侵害者が抗弁せず欠席裁判になる可能性が高い。
- 知財権者が違約金支払い等に関して出展者に対する判決の送達を事前に得ていた場合、判決を直接見本市の場で執行する機会が与えられる。ドイツではこうした判決の執行時、執行官が任命され、その見本市の開催中に相手方コーナーの全品目の押収にあたる。

f.他の手段では調査不可能な商品の調査請求

- より複雑な特許案件では、調査請求により、知財権侵害の有無の明確化を図ることができる（侵害が疑われる商品の一部の特徴が不明確である場合等）。

上記は、知財権保護のため、見本市の場で開催期間中に侵害行為に対して効果的な法的措置をとる際、ドイツで実現可能な法的措置の概要を紹介し、関係者の努力に資することを意図している。

詳細は、見本市開催中の知財権保護を専門とする法律事務所に問い合わせることが望ましい。

別添 事例—ドイツにおける見本市開催中の知的財産権保護措置

仮想事例 1 ドイツにおける見本市開催中の知的財産権保護措置—警告書

仮想事例 1 は以下のような経緯である。

SuperTablet 社(以下 ST 社)は斬新で非対称的なデザインのタブレットコンピュータ「Fruit3000」を販売している。同社はドイツにおけるこのタブレットデザインの個別意匠権の所有者でもある。ST 社は、競合会社である Copy-X 社が独ハノーヴァーで開催される CeBIT 見本市に参加を希望しており、かつ次回 CeBIT で同様のデザインのタブレットを出展予定であることを知った。ST 社は、Copy-X 社のタブレットコンピュータが自社の意匠権を侵害する可能性があるとして想定し、Copy-X 社の CeBIT でのタブレット出展を阻止するための措置について、知的財産権(以下「知財権」)専門の国際法律事務所のドイツ弁護士と相談する。

a.対応の流れ

ST 社側弁護士は事務所の研修生一名を Copy-X 社ブースに派遣し、客を装ってカタログ等証拠品を収集させる。研修生が集めた証拠品を精査し Copy-X 社の製品が実際に ST 社の意匠権を侵害していることを確認した後、同弁護士は Copy-X 社に侵害行為を認識させるための警告書を作成する。クライアントの ST 社に対して同弁護士は、事前の警告書なしで仮差止めの申請を提出して Copy-X 社がその申立てを直ちに認めた場合、ドイツ法では ST 社が訴訟費用を負担しなければならないことを説明する。

ST 社側弁護士はこの警告書の中で意匠権及び Copy-X 社製品による侵害を特定する。その上で、ドイツでのタブレット販売など一切の侵害行為の排除を請求し、Copy-X 社が署名すべき排除命令を個別に策定して警告書に添付する。この排除命令には、排除義務に違反した場合 Copy-X 社は個々の不履行に関して ST 社に一定の金額を支払わなければならないと明記した違約金条項が含まれる。さらに Copy-X 社はこの命令によって、提供と販売の範囲を明確にし ST 社側弁護士の法定費用を支払う義務を負うこととなる(ドイツ弁護士報酬法 Rechtsanwaltsvergütungsgesetz, RVG による)。

その後、ST 社側弁護士は自らの身分を明かし、見本市の場で Copy-X 社代表に警告書を手渡す。警告書には短く設定した排除命令の受諾可能期限(最大 24 時間)が記載されている。この警告書の中で、Copy-X 社はこの期限内に排除命令に署名しなければ ST 社が提訴すると通知される。

警告書を受け取った Copy-X 社は意匠権侵害の申立てが十分な根拠に基づくものか検討し、同社製品が実際に ST 社の意匠権を侵害しているという結論に達する。Copy-X 社はドイツでの訴訟回避を望み、見本市での非対称型タブレットの出展により ST 社の意匠権を侵害した事実を認める。Copy-X 社は ST 社の個別意匠権が無効な他国市場ではなお製品を販売できるため、ST 社側弁護士が作成した拘束力のある排除命令に署名する。Copy-X 社はこの時点から、警告書の中で ST 社が特定した侵害タブレットを全てブースから撤去する義務を負う一方、ドイツにおける一切の広

告及び販売を停止しなければならない。

署名済み排除命令を得た後、ST社はCopy-X社の活動、特に排除通告に従っているかどうかを注意深く観察し、見本市ではそれ以上の侵害タブレットの提供や出展はないことを確認する。ST社はこの紛争が解決し、今後は法的措置を取る必要がないことを期待する。

ところが見本市終了後、ST社はCopy-X社が排除命令に署名したにも関わらずドイツで若干の小規模電器店で侵害品を販売していることを発見する。そのためST社は警告書の違約金条項に従って侵害行為のそれぞれに関して違約金を請求し、さらに裁判所に直ちに仮差し止めを申請する。

b.時間枠及び措置

見本市での証拠収集と警告書の送付はおよそ1日で完了する。警告書はCopy-X社が見本市の初日に署名できるように用意する。侵害の申立てを検討するためにCopy-X社に短期間の猶予を与える（見本市では迅速な行動が可能かつ必要なため、数時間から1日で十分である）。したがってCopy-X社のタブレットによる自社意匠権の侵害についてST社が確信を持っていない場合は、見本市初日にブースを訪問して、警告書を初日、遅くとも翌日には作成、送達できるようにすべきである。こうしてST社はCopy-X社による知財権侵害タブレットの販売をCeBIT全期間にわたって阻止し、損害を最小限に留めることができる。見本市では購入注文がその場で確定することが多いため、Copy-X社が知財権侵害品をドイツ市場に持ち込むのを防ぐためにはST社ができる限り迅速に行動することが重要である。

ST社は知財権法専門の国際法律事務所に支援を求めた。同事務所の独弁護士は対応方法及び排除命令を含む警告書の作成の仕方に詳しい。これは対応の迅速化につながり、見本市での侵害品の出展による損害を最小限で食い止めることができる。

c.費用の問題

必要な費用は弁護士費用に限られる。

ドイツ法制では、ドイツ弁護士報酬法が法定弁護士費用を規定している。実際の金額はいわゆる訴訟物価額によって変わる。この価格は訴訟原告の商業的利益を反映することとされるため、原告によって提示される。裁判手続きでは訴訟物価額は裁判所が最終的に決定する。

念のため、国際法律事務所は通常、時間で課金することに注意されたい。時間課金の弁護士に警告書の作成を依頼すると、相場、その知財権侵害の評価の複雑さ、証拠の収集や分析にかかる時間等によって数千ユーロもの費用がかかる可能性がある。

排除命令が署名された場合、ST社は（時間課金に基づく実際の費用ではなく）法定弁護士費用の弁済を請求できることに注意されたい。

この事例で、Copy-X社に侵害タブレットコンピュータの販売を停止させることによるST社の

利益を仮に 250,000 ユーロとすると、ST 社は警告書の作成に関する法定弁護士費用として 2,700 ユーロの弁済請求ができる。訴訟物価額が上がれば弁済額も相応に上がり、訴訟物価額が下がれば弁済額も下がる。

d. 検討事項

警告書に根拠がない場合、ST 社は、Copy-X 社が既存かつ継続中の事業を行う権利を侵害したことを理由に、警告書の受領によって被った損害を弁済する責任を負う可能性がある。

侵害の確信が持てない場合、ST 社は損害請求を避けるために、警告書の代わりに「穏やかな警告書」(資格請求)を送ることができる。その場合、ST 社はこの文書でタブレットに関して自社が所有する知財権を示し、ST 社の意匠権を考慮したうえでなお Copy-X 社がその製品を販売する権利があると考え理由の説明を求める。この場合、排除請求を行ってはならず、また裁判所への訴訟提起による強迫を含めることも出来ない。

ただし ST 社は、こうした資格請求の抑止効果はあまり高くないことを考慮しなければならない。

仮想事例 2 ドイツにおける見本市開催中の知的財産権保護措置—仮差止め

仮想事例 2 は以下のような経緯である。

Tele-Vision 社（以下 TV 社）は「TV Tiger 2000」という名前のテレビを販売している。TV 社は本製品のドイツにおける商標権を所有している。TV 社は競合する Elec-Tric 社がドイツ・ベルリンで開催される IFA 見本市に参加を希望していることを知る。Elec-Tric 社は同じトラのロゴを使った「TV Tiger 2001」というテレビを出展する予定である。TV 社は「TV Tiger 2001」は自社の商標権を侵害していると確信し、ドイツ弁護士に、Elec-Tric 社が「TV Tiger 2001」を IFA 見本市に出展しドイツで販売することを阻止するために何をすべきかを問い合わせる。

a. 対応の流れ

TV 社は、侵害品である「TV Tiger 2001」について Elec-Tric 社のブースをチェックしカタログ等の証拠を収集した後、自社側弁護士に排除命令を含む警告書の作成を依頼する。

TV 社側弁護士は Elec-Tric 社のブースで警告書を手渡す。しかし警告書に設定した排除命令署名のための短い期限が過ぎても、Elec-Tric 社の代表は署名を拒否し、同社は見本市のブースで侵害品の提供を続ける。

これに対して TV 社は、ベルリン地方裁判所への仮差止め請求の申請を自社側弁護士に依頼する。この請求には、同製品の提供や販売の一切に関する排除命令、及び（後に本案訴訟で主張する予定の）破棄請求を確実にするための侵害品及び関連広告材料の押収請求が含まれる。

ベルリン地裁は、当該ロゴを付けた「TV Tiger 2001」のドイツでの販売によって Elec-Tric 社は明らかに TV 社の商標権を侵害していると確信し、その日のうちに仮差し止め命令を発する。裁判所は IFA 見本市の重要性、及び見本市での知財権侵害品のドイツ市場への導入が惹起する損失をよく認識している。特に本事例では TV 社が IFA 見本市の相当前に侵害行為を認識していたという形跡がないため、裁判所は仮差止めに関しドイツ法が定める緊急性を満たしていると判断する。

TV 社はベルリン地裁から得た決定を、翌日 IFA 見本市の Elec-Tric 社のブースで直接、執行官を通じて Elec-Tric 社の代表に手渡す。仮差止め命令は被告に送達された時点で有効となるため、この時点で Elec-Tric 社は直ちにこれに従わなければならない。執行官はまた、ブースで販売中の「TV Tiger 2001」及び見本市での関連広告材料の一切を裁判所の決定に従って押収する。

最終的に Elec-Tric 社はドイツでの「TV Tiger 2001」の販売を取りやめ、TV 社に対して、仮差し止め命令を最終決定として受け入れる旨を書状で通知する。

b. 時間枠及び措置

TV 社はできる限り迅速に仮差止めを請求する一方、証拠も遅滞なく収集する。警告書を送達す

る場合、侵害の可能性のある者が申立てのあった侵害について精査するための、妥当かつ適切な期限を設定しなくてはならない。見本市における侵害では迅速に措置が行われなければならないため、数時間から1日という非常に短い期限が適切である。

仮差止め命令から Elec-Tric 社のブースで送達するまでを同日中に行う。裁判所が侵害の自明性を認め、口頭審問を不要と見なす。こうしないと、口頭審問又は書面による被告の申し立ての手配により、数週間が費やされる可能性がある。

c.費用の問題

TV 社は訴訟による経済的利益に基づき 100,000 ユーロの訴訟物価額を提示する。裁判所はこの訴訟物価額を妥当と判断し、その旨決定する。

ドイツでは裁判費用は訴訟物価額によって決まる。本事例のように口頭審問なしで仮差止め命令が与えられる場合、約 1,300 ユーロになる。口頭審問が行われると、裁判費用は約 2,600 ユーロになる。本案訴訟以外の仮差止め手続きにおける裁判費用は、原告が前払いする必要はなく、手続きの終結後、敗訴側が支払うことに注意されたい。

本事例では TV 社が勝訴したので、裁判費用及び法定弁護士費用は Elec-Tric 社が負担しなければならない。弁護士費用は 1,800 ユーロになるが、仮に口頭審問が行われた場合、法定弁護士費用は 4,100 ユーロまで上昇する。

訴訟物価額が上がれば弁済額も相応に上がり、訴訟物価額が下がれば弁済額も下がる。

時間課金による実際の弁護士費用のうち上記の法定弁護士費用を超える分は弁済されない。仮差止め請求の作成費用も、料金の計算方法や知財権侵害評価の複雑さによって数千ユーロかかる可能性がある。しかし、本事例では証拠収集及び侵害の分析は TV 社側弁護士により実施済みのため、警告書の費用と比べてさほど高額にはならない筈である。

口頭審問の実施により事前に提出物を交換する場合、時間課金による実際の弁護士費用は当然ながら高くなる。金額は依頼する法律事務所により異なる。

d.検討事項

TV 社が敗訴した場合、同社は Elec-Tric 社の裁判費用及び法定弁護士費用を上記の訴訟物価額に応じて負担しなければならない。

さらに Elec-Tric 社は事前の口頭審問なしで与えられた仮差止め命令に対して異議を申し立てることができる。その場合、裁判所は口頭審問で仮差し止め命令の正当性を決定することになり、訴訟物価額を 100,000 ユーロとすると裁判費用は 2,600 ユーロに、法定弁護士費用は 4,100 ユーロに上昇する（裁判所が最初から口頭審問を予定した場合と同額）。仮差し止め命令が口頭審問後に与えられた場合（または異議申し立て後に命令が支持された場合）、Elec-Tric 社はベルリン高等地方裁判所に控訴することができる。

仮差し止め命令が後に覆された場合、TV 社は Elec-Tric 社に対して仮差し止めの執行による損害を賠償する責任を負う。

異議申し立てとは別に、Elec-Tric 社は TV 社に本案訴訟を強制することもできる(事例 3 参照)。

さらに、Elec-Tric 社が一方的な仮差し止め命令だけでも回避するために所轄の裁判所に反論書を提出する可能性を考慮しなければならない。被告となり得る側が抗弁のために所轄裁判所に反論書を提出した場合、裁判所はその内容を口頭弁論なしで仮差し止め命令を発する前に考慮しなければならない。Elec-Tric 社が反論書を提出できるのは、仮差し止めが実際に請求された場合だけである。その場合、裁判所は反論書を精査し、申立てに対抗する実質的な論拠を見つける可能性がある。これが理由となって仮差し止め命令が発せられない、あるいは始めに口頭審問が予定されることがある。

最後に、Elec-Tric 社は仮差し止め命令に対して、正式にその商標の有効性を争う訴訟を提起することができる。

仮想事例 3 ドイツにおける見本市開催中の知的財産権の執行措置—本案訴訟

仮想事例 3 は以下のような経緯である。

Pro-Patent 社（以下 PP 社）は医療機器を販売している。同社は新しい革新的な素材で作られたカテーテルに関して、ドイツで有効な特許を所有している。PP 社は、競合するインドの Cathy-DR 社がドイツ・デュッセルドルフで開催される Medica 見本市に出展を希望していることを知る。PP 社は 2 週間前に Cathy-DR 社の新カテーテルの広告をインターネットで見て、Cathy-DR 社の 1 つ又は複数の製品が PP 社の特許権を侵害している可能性があることを発見するものの、特許で保護された素材が本当に使われているか確信が持てない。特許権保護のために認められた措置について知るために、PP 社は自社側のドイツ弁護士に問い合わせる。PP 社側弁護士は見本市の Cathy-DR 社ブースに研修生を 1 名派遣し、その場で製品説明資料をいくつか入手する。同弁護士はその製品が特許権に触れる素材で作られている可能性を示す点をいくつか発見し、デュッセルドルフ地方裁判所に仮差止めを請求する。PP 社は手元に十分な証拠を持っていないため、同時に本案訴訟も提起する。同社は、見本市の場で執行官が Cathy-DR 社に直接措置を取り得るよう、即時送達を求め、訴訟費用を支払う。PP 社はこれによって、多額の翻訳費用を含めインドでの訴状の送達にかかる費用の発生を回避できる。また、外国での送達は非常に時間がかかる可能性があるため、見本市での訴状の送達は手続き期間の短縮のためにも大いに役に立つ。

残念ながら、裁判所は仮差し止め命令を発しない。

a. 対応の流れ

Medica 見本市の Cathy-DR 社ブースにおける本案訴訟の訴状送達後、あるドイツ弁護士がデュッセルドルフ地裁における Cathy-DR 社の代理人となることを発表する。裁判所は両当事者に対し、書類提出期限及び口頭審問の日時を通知する。デュッセルドルフ地裁での口頭審問は訴状提出から 15 か月ほど後になる可能性がある。また、両当事者が提出期限及び口頭審問の日時を口頭で言い渡される場合、訴訟進行に関する短時間の協議会が予定されることもある。

両当事者は指定期限内に相当の申立書を交換し、口頭審問に備える。

PP 社は本案訴訟の一審で勝訴する。同社は判決の仮執行を受け、Cathy-DR 社によるカテーテルのドイツでの販売をやめさせる。同判決はまた、PP 社が、経理書類と情報の提出、製品の回収及び販売経路からの撤去、ならびに Cathy-DR 社の負担による最終判決の公表を求める権利を与える。最終的に裁判所は PP 社に損害賠償請求権を認める。PP 社は Cathy-DR 社が提出した経理書類に基づいて賠償額を計算する。Cathy-DR 社は訴訟継続の意思を持たないため、自社経理書類に基づいて PP 社が計算した賠償金を支払い、一審判決後に PP 社との裁判を決着する。Cathy-DR 社は高等地方裁判所への控訴は行わず、判決が確定する。

b. 時間枠及び措置

ドイツでは訴状が被告に送達された時点で正式に訴訟が審理に入ったとみなされる。裁判所が訴状を送達するには、PP 社が本案訴訟の裁判費用を前払いしなければならない。PP 社は訴訟物価額を 1,000,000 ユーロと提示し、この額に応じた裁判費用 14,000 ユーロを前払いする。

訴状の提出後、Cathy-DR 社には訴状への回答提出までに約 3 か月の猶予が与えられる。その後 PP 社も同様の期間内に再回答することが考えられる。通常、その後さらに Cathy-DR 社が、約 2 か月後に最終的な回答を提出する可能性がある。両当事者とも外国語の文書はドイツ語に翻訳しなければならない。その後口頭審問が行われる。口頭審問では特に、申立書に従ってなお紛争中の問題に焦点があてられる。口頭審問の所要時間は 1 時間から 5 時間である。デュッセルドルフ地裁では通常、専門家尋問を行わない。判決は、口頭審問の約 4 週間後に口頭で言い渡される。判決理由を含む決定書はさらに 4 週間後に送達される。その時点で、保証金（裁判所が決定した訴訟物価額の約 120%の金額）を納付すると判決の仮執行が可能になる。

特許権侵害訴訟においては両当事者が弁護士以外に弁理士を関与させるのが一般的であることに注意されたい。

c.費用の問題

PP 社は訴訟による経済的利益に基づき訴訟物価額を 1,000,000 ユーロと提示する。裁判所はこの訴訟物価額を妥当と判断し、その旨決定する。

上述のように、原告が前払いする裁判費用は 1,000,000 ユーロの訴訟物価額に基づき約 14,000 ユーロとなる。裁判費用は本案訴訟の訴状提出時に原告が前払いする。

PP 社の勝訴により、裁判費用及び法定弁護士費用は Cathy-DR 社が負担しなければならない。

法定弁護士費用は 1,000,000 ユーロの訴訟物価額に基づき約 14,000 ユーロとなる。PP 社は弁理士も依頼しているため、Cathy-DR 社は法廷弁護士費用と同額のその費用も負担しなければならない。したがって弁護士費用は合計で約 28,000 ユーロになる。

訴訟物価額が上がるとこうした弁済費用も相応に上がる。訴訟物価額が下がれば費用も下がる。

時間課金による弁護士または弁理士の実際の費用のうち法定弁護士費用を超える分については、いずれも弁済されない。実際の費用は依頼する法律事務所及び弁理士事務所により、また事件の技術的・法律的な複雑さにより異なる。

d.検討事項

PP 社が敗訴した場合、同社が訴状提出時に裁判所に前払いした裁判費用は弁済されない。同社はさらに、Cathy-DR 社の法定弁護士費用及び弁理士費用を負担しなければならない（訴訟物価額が 1,000,000 ユーロの場合 28,000 ユーロ）。

更に、Cathy-DR 社がその特許の有効性を争ってくることも予想される。

一審の判決が覆されるか、または無効訴訟において特許が最終的に取り消された場合、PP 社が判決の仮執行を行っていれば、同社は仮執行によって Cathy-DR 社が被った損害の賠償責任を負うことになる。

最後に、Cathy-DR 社はデュッセルドルフ高等地方裁判所に控訴することができる。

[特許庁委託]

ドイツ見本市における知的財産権利行使マニュアル

[著者]

Bird & Bird

オリヴァー・ヤン・ユングスト(Oliver Jan Jüngst)

Bird & Bird

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年8月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、Bird & Bird が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2012年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。